

# 「コモンズの悲劇」と非市場的協約

—— 新しいパラダイムを求めて ——

なか 村 尚 司

- I はじめに
- II 「コモンズの悲劇」について
- III 環境汚染と非市場的協約
- IV 外部性の内部化
- V DDオイルの非市場性
- VI 蓄積格差の縮小
- VII おわりに

## I はじめに

日本経済の高度成長が、重化学工業部門を中心とする国際競争力の強化を達成していった1960年代は、同時に農村における近世以来の部落的結合を最終的に解体する過程であるとともに、資源と市場とを求めて日本企業のアジア進出が、急速に展開する過程でもあった。1960年代にアジア研究を始めた私は、日本の農村調査を行なうかたわら、南アジア諸国の村落を訪ね、いくつかの村で生活する機会を得た。このような農村調査や村落生活の体験を通じて、それぞれの農村社会にはその経済生活を安定的に再生産して維持する、独自のメカニズムが存在していることに気づいた。そのメカニズムを全体として把握するための、政治経済学のパラダイムを新たに構成し、新しい経済社会のあり方を考える手がかりにすることが、私の課題となった。

調査村の経済構造を解明する作業を続けるかたわら、尾崎彦朝および玉城哲の両氏からご教示を得て、この課題に則した私の模索がたどりついた地点は、およそ次のようにまとめることができる(注1)。

(1) 蓄積概念を、前代もしくは前期の経済活動の結果が、次代もしくは次期の経済活動の水準を高めることであるとみなすならば、過去の対象化された死んだ労働は、労働手段の改良(「手の延長」としての)や労働対象の改良(「大地の延長」としての)ばかりでなく、労働主体の改良(「労働力能の高度化」としての)を通じて蓄積される。

(2) 「労働力能の高度化」としての蓄積は、経験、カン、熟練、技能、技芸などのように、労働主体の身体組織に内面化する場合もあれば、労働手段や労働対象の改良と合体する技術という形をとることもある。また、個体内部で完結することなく、プランテーションやマニファクチャーのような労働組織に統合される形の蓄積や、共同体的な生産活動への統合としての蓄積もある。

(3) 南アジアの村落では、対象化された労働の蓄積が、共同体生活に融合した生産活動の分業体制という形態をとる傾きをもち、さらに共同体外の経済活動とも非市場的な結合様式を発展させている。

(4) 産業革命以降、主として労働手段の改良と合体した生産技術が自立し、労働主体の身体組織や共同体生活に内面化した蓄積を解体し、外的目的性に規定された生産をになう企業活動となって、資源の枯渇や環境汚染をもたらし、人間生活と鋭く対立するに至っている。

(5) 市場メカニズムや集権的計画経済のもとでの企業活動がひき起こしている生活の圧迫を解消し、生産が生活によってコントロールされるような、新しい経済社会の骨格を、南アジアの村落生活の様式からデザインすれば、①自治の単位としての地域社会(コミュニティ)、②複数のコミュニティの住民によって設立され、自主的に運営される生産単位としての企業(協同組合的生産様式)、③非日常的な文化活動の場である結社(アソシエーション)、という三つのレベルの活動の場によって構成される。

(6) 消費主体でもあるコミュニティと生産主体である企業との間で、対等な立場で交渉が行なわれ、非市場的な協約が結ばれ、その協約の実施を安定かつ円滑にするための保険・信用制度を発達させることによって、市場機構は局部化されるが、近代技術によって獲得された生産力は維持される。

(7) 地域社会における人間生活とアソシエーションにおける文化活動の間にはさまれた、企業による生産の領域が徐々に縮小し、生産の外的目的性が失われ、生

活に融合する過程が進展する（過渡期社会）。

このような新しい経済社会像を、環境汚染と社会制度とのかかわりに鋭い批判視角を提出している、G・ハーディン氏の「コモンズの悲劇」論に対置させることを通じて、経済学によって外部性と呼ばれている問題を内部化する方法について考察し、いわゆる南北問題への新しい接近をはかることが、この小論の目的である。

（注1）これらの点についての詳論は、次の論文を参照。

（1）拙稿「農村経済構造の研究について」（『アジア経済』1970年11月号）。

（2）拙稿「労働の蓄積形態と共同体内分業——南アジアの村落調査から——」（『国家論研究』第5号）。

（3）拙稿「技術の方向転換と新しい経済社会——南アジアの村落生活に学ぶ——」（『技術と経済』1974年4月号）。

## II 「コモンズの悲劇」について

ギャレット・ハーディン氏は、生物学者であるとともに、すぐれた生物学教育者として名声があり、その異色ある教科書は日本語にも翻訳されている。1960年代から社会問題について積極的な発言を行なうようになり、とくに人口増加がひき起こす人類社会の危機を未然に防ごうとして、活発な啓蒙活動を行なっている。本稿で取り上げる「コモンズの悲劇」は、ハーディン氏が同名の論文を『サイエンス』誌（1968年12月）に執筆して以来、生物学者ばかりでなく社会科学の研究者の間で、大きな反響をよび起こした理論であり、環境の汚染と経済体制との関連を考える上で、有益な示唆を与えるものである。

ところで、本論に移る前に、同氏の主たる活動領域である人口問題に関する所論をみておく必要がある。「コモンズの悲劇」がきわめてすぐれた理論モデルであるにもかかわらず、同氏の人口問題に対するアプローチは、偏狭な人種主義的傾向をもっているからである。

ハーディン氏によれば、アメリカ人は「1年にわずか1パーセントずつしかふえないが、世界の他の連中は2倍も早くふえてゆく。2000年には、世界人口の24人のうち1人がアメリカ人であるが、100年もたつと46人に1人ということになってしまうであろう。もし、世界がひとつの巨大な共有地（コモンズ）であって、食糧を等しく分けるものとする、われわれはほろびることになるであろう。産児制限をしないうで、『1人に1人前の食事を』という政策をとるならば、ついには世界全体が悲慘

なありさまとなるだろう。人類を破滅させるような民族を別にして、世界全体でなく、もっと小さな世界でやっていくなれば、なわばりにもとづいた、権利の配分が守られねばならない。文明と人間の尊厳とが、地球上のどこでも残るといことは考えられない。けれども、まったくなくなるよりも、どこかの場所に残るほうがまだましである。幸運な少数民族は、無知の善意によって脅かされている文明の管理者としての役を果たさねばならない。」（注1）

B・コモナー氏が指摘しているように、人口問題にたち向かう論理の背後に、このような野蛮な思想が宿っていることは、環境汚染の問題を解決しようとする方法をもゆがめてしまう恐れがあり、「コモンズの悲劇」の理論から学ぶ際も、十分留意しなければならない点である。私見では、人口問題を解決しようとする政策は、常に人間の生命活動に対する暴力的な破壊を同伴するものである。したがって、人口問題の解決は、特定の政府による政策手段を通じて行なわれるべきではなく、人間の生活様式を規定する外的な諸条件（人口以外の社会経済的な諸条件）の変化の結果として、達成されるべきである。そこで、つぎに環境汚染の問題と社会制度とのかかわりを検討する過程で、「コモンズの悲劇」の理論を、その背後にある新しいパーバリズムから明確に切断して取り扱うことにしたい。

「コモンズの悲劇」についてはさまざまな形で論じられているが、ここではハーディン氏が1971年6月に、NHK市民大学で行なった講演の記録（注2）を中心にして、取り上げることにする。まず、同氏の視点は、環境汚染を経済体制のタイプ（この講演では「政治制度」と呼ばれている）との関係で考えよう、ということにある。「私は政治制度を新しい見方から論じてみたい。在来の見方から論ずるのではなく、また、当該制度の善し悪しを言うのではなく、ただそれらが環境利用の仕方とかかわりがあるかぎりにおいて述べる。ここでの話の中心点は、政治制度の種類と、環境利用におけるその英知とはいかなる関係にあるかということである。」（注3）

両者の関係を具体的に考えられるよう、一つのモデルとして、牧草地利用の例が出される。この牧草地で牛を飼い、食料としての牛肉を得ようというわけである。牧草地では、一定期間内に一定量の飼料（牧草）しか生産できない。このことは、牧草地が一定の「維持能力」をもつ、というふうに表示される。そこで、ある牧草地が牛100頭分の維持能力をもつと仮定して、形態の異なる

第1表 環境利用と政治制度とのかかわり

事例	運用の規則				運用の結果			制度の名前	
	環境利用の主体		生産物の帰属		システムに負担をかけたときの利益		固有の責任(5)		
	個人(1a)	集団(1b)	個人(2a)	集団(2b)	全体の利益(3)	決定者の利益(4)			
I	○		○		-	-	+	0 私企業	
II		○		○	-	0	0	+	社会主義
III		○		○	-	+	-	(0)	コモンズの悲劇
IV	○			○	-	0	0	0	?

(出所) G・ハーディン教授の講演記録(宝月・吉良・岩城編『環境の科学』所収)286ページ。

いくつかの政治制度がこの牧草地の利用に、どのような影響を及ぼすか、を考えようとするわけである。理解を助けるために、4種類の可能な政治制度と環境との関係について、ハーディン氏は第1表のようにまとめている。

ここで考察される問題は、牧草地の維持能力の限界で利用したときどうなるか、つまり牧草地にさらにもう一頭の牛を追加して、この環境に余分の負担をかけたとき、利得はどうなるか、という点である。全体としての利得がマイナスになる場合には、牛1頭を追加することはそれだけ多すぎるということであって、牧草地は荒廃への第一歩を踏み出すことになる。

ハーディン氏が、第Iの制度として上げているのは、私企業である。この制度では、牧草地を利用するのが個人であり、個人が牧草地から生産品を得ることになり、各個人がめいめい自己の牛をもち、これを牧草地に放牧し、季節の終わりには牛を処分して生産物を手に入れるのである。決定者自身の利得と牧草地全体としての利得とは、符号が同じであって、その個人は固有の責任をおびている、とみなされているのである。

これに対する第IIの制度が、社会主義である。この制度では環境を利用するのが集団であり、利得の増減もそのまま集団の収入に反映する。しかし、集団全体の決定をゆだねられた管理者や官僚が、余分の牛を1頭追加しても、彼自身のこうむる害は、非常に小さく事実上ゼロである。そこで、社会はもし管理者が悪い決定を下したときに、刑罰を課して外から責任を押しつけようとする。こうなると、決定を下した人は刑罰からのがれるために、情報組織を支配し、情報の流れを詰まらせようとする。これが社会主義の特殊問題だというのである。

私企業と社会主義について検討される制度は、その悲

劇的結末ゆえに「コモンズの悲劇」と名づけられている。この制度では、環境が集団によって利用され(共有地=コモンズ)、牛は個人によって所有され、放牧されているのである。ここでコモンズに負担をかけすぎた場合、牛を増した持主はそれだけの利得を上げる一方、牧草地の維持能力を越えたことからくる損失は、全員にかぶさってくる。この状況では、牛の飼主は1頭でも多くの畜群を持とうとするし、その牧草地に牛を放牧している他のすべての飼主にしても同じことである。第1表の(3)欄と(4)欄との符号は逆になっていて、固有の責任というのが全くないばかりでなく、主たる関心が全体の利益をマイナスにすることによって、自己の利益をプラスにしようとする点にあることを意味している。この制度の行きつく先は、かけねなしの悲劇であって、コモンズは荒廃し、全員が損害をこうむるのである。

この「コモンズの悲劇」を紹介しながら、H・E・デイリー氏は次のように述べている。「大気と水とはすべてのものに自由に使用される。その結果は競争と浪費とによる利己的使用——生物学者のギャレット・ハーディンが『コモンズ効果』と呼んだものであり、厚生経済学者が『外部不経済』と呼んだものであり、そして私が『見えざる足』と呼びたいと考えているもの——である。アダム・スミスの『見えざる手』は、意図することなく、私的で利己的な利害関心が共同の利益に奉仕するように導くものである。『見えざる足』は、私的で利己的な利害関心が、共同の利益を蹴ちらすものである。競争市場のもとでの私的所有と私的使用とは、見えざる手を生みだし、公的所有が制約されることのない私的使用とともにあるとき、見えざる足を生み出すのである。公的所有が使用の公的制約とともにあるとき、計画担当者のよく見える手(と足)とを生み出すのである。資源の枯渇は部分的に見えざる手によって抑制されてきたが、その他方で環境の汚染は見えざる足によって奨励されてきたのである。」(注4)

デイリー氏の指摘する「見えざる足」の作用は、日本のような経済社会で、公共部門の仕事にたずさわっている者の行為について、多くのことを考えさせる内容もっているが、本論の課題からはずれるため、これ以上言及することをやめて、つぎの「コモンズの悲劇」に対する私の見解を記すことにする。

(注1) B・コモナー著、安部・半谷訳『なにが環境の危機を招いたか』講談社 1972年 323—324ページより引用。

(注2) 宝月・吉良・岩城編『環境の科学』(NHK市民大学叢書25 1972年)所収のハーディン教授の講演記録(283-304ページ)。

(注3) 同上書 285ページ。なお「コモンズの悲劇」の理論が、すでに古典の地位を獲得していることは、環境問題に関する論議の中でひんばんに紹介され、有力な論拠を提供しているだけでなく、Ophuls教授(エール大学)のような政治学者の研究にまで取り入れられていることから明らかである。

(注4) Daly, H. E., "Toward a Steady-State Economy," W. H. Freeman & Co., 1973, pp. 17-18.

### III 環境汚染と非市場的協約

コモンズと呼ばれる放牧地は、200年も前のイングランドに存在していた共有地であり、現代ではほとんど消滅してしまっているものである。ここで重要なのは、歴史研究の対象として放牧地や入会地の共同利用の実態を解明することではなく、現代社会における環境汚染の問題に取り組むための理論的なモデルとしての「コモンズ」である。そこで、環境利用と経済体制とのかかわりについて、ハーディン氏のアイデアをできるだけ生かしながら、より現実的な考察を可能にするように、修正を加えたのが第2表である。

まず、環境の汚染が大気や水の汚染という形をとりがちな現代社会では、環境利用の主体が個人であるという分野が非常に少ないので、むしろ環境の「維持能力」に責任をもつ主体としてとらえなおし、それを地域社会と国家とに区分した。地域社会の規定は多様な側面をもつが、さしあたって、成員間の日常的な交流が可能な規模の自治単位としておく。つぎに「生産物の帰属」は、

第2表 環境利用と経済体制とのかかわり

事例	運用の規則				運用の結果				情報 抑圧 の誘 因 (6)	制度の 名前
	環境利用 の主体		生産活動 の主体		システムに負 担をかけた ときの利益		固有 の責 任 (5)	情報 の誘 因 (6)		
	地域 社会 (1a)	国家 (1b)	小集 団 (2a)	大集 団 (2b)	全体 の利 益 (3)	決定 権 者 の利 益 (4)				
I	○		○		-	-	+	0	村落共同 体	
II		○		○	-	0	0	+	集権的計 画経済	
III		○	○		-	+	-	(0)	私企業	
IV	○			○	-	0	0	0	非市場 的協約	

「生産活動の主体」と言いかえた方がより適切であり、これも現代社会では、農業やその他の若干の産業を除くと、主要な生産活動は、もっぱら集団によって営まれているのが実際である。私企業が主たる生産の担い手であるというたてまえの資本主義社会でも、巨大な労働組織をもつ大企業が支配していることは、否認することのできない現実であり(注1)、個人企業の活動の場は狭くなる一方である。生産活動の主体を小集団と大集団とに区分する基準は、絶対的なものではなく相対的である。すなわち、生産活動の主体からみて、その「維持能力」に責任をもつ主体に対して、大きいか小さいか、という相対的な区分にすぎず、特定の歴史社会では小集団とみなされるものも、別の歴史社会では大集団になりうるのである。

ハーディン氏のいう「私企業」は、工場のまわりに大きな膜を張りめぐらして、外界の環境から遮断された閉鎖システムをなしている。その中で操業するため、廃熱や産業廃棄物をたれ流す「スループット経済」は許されず、一つの「私企業」が、自立した生態系でなければならない。しかし、現実の私企業は、産業廃棄物を原材料として再利用するような循環する回路をもたず、その大半が外部経済としての環境に大きな負担をかけることによって、発展してきたものである。したがって、内容的には「コモンズの悲劇」と呼ばれる制度にほぼ等しいのである。

それでは、「私企業」にかわる第Iの経済体制は何かということになるが、工業化を達成したいいわゆる先進国の社会では見出すことが困難である。しいていえば、近代の生産技術にもとづく産業社会に反発して、「自然に帰ろう」とするコミュニティ運動がめざしている経済体制である。運動としては持続性や拡がりには欠け、散発的かつ間歇的にわき起こる性格をもっているが、産業革命以降の近代に対する反動として各地で絶えることなく歴史に出没している試みである。

このような経済体制による環境利用が支配的だった形態としては、近世の村落共同体を思い浮かべることができる。日本の近世自治村落では、貯水池地帯を除いて、集落はおおむね水系単位に形成され、稲作を中心とする農業が主要産業であった。環境利用が、村落もしくは村落連合によって自治的に行なわれ、水管理を軸とする共同体規制のもとで、人畜の排泄物その他の有機物を肥料とする農業が営まれていた。村落や村落連合の自治では制御しきれないような化学肥料、農薬、大馬力の農業機

械類は、当然のことながら全く使用されていなかったの  
 である。そして、営農が個別的行なわれる場合でも、  
 共同的な作業と不可分であり、また共同体成員間の相互  
 依存関係が村落生活のさまざまな場面に存在していたの  
 で、「コモンズの悲劇」的な事態は発生しなかったのだ  
 である。このような村落共同体は、工業国ではもはや姿を  
 消してしまっただが、アジア・アフリカ諸国ではその経済  
 構造や共同体規制のあり方が異なっているものの、今日  
 もなお広く存在しているのである。

第Ⅱの「社会主義」も、ソ連邦と中国との対立が、軍  
 事的な衝突をもひき起こしかねないほど非妥協的になっ  
 ていたり、第2次世界大戦後独立した多くの新興国が社  
 会主義を名乗っている現状では、あまり適切な表現であ  
 るとはいえない。環境利用の主体と生産活動の主体がと  
 もに、近代的な国家を一つの単位としているというほど  
 の意味なら、集権的計画経済と呼ぶ方が、さまざまな社  
 会主義から区別する上で有効である。この体制の最大の  
 難点は、ハーディン氏が指摘するような情報抑圧の誘因  
 もさることながら、全国の生産活動を統括し、環境利用  
 の方法を規制する中央の計画当局と、個別的なあるいは  
 地方的な利害とが対立したときの処理の仕方である。国  
 家の規模が大きくなればなるほど、そして中央の計画当  
 局の掌握する領域が多くなればなるほど、前者の圧倒的  
 な優位にたいして後者が十分な対抗力をもちえないから  
 である。

第Ⅲの「コモンズの悲劇」は、すでに述べたように、  
 そっくり私企業体制に置きかえて考えるべきである。こ  
 の制度のもとで各企業は、環境の「維持能力」について  
 関心を払うことなく、利潤獲得競争に精励すればよいの  
 である。システムに負担をかける企業活動の社会的費用  
 は、環境利用の主体である国家によって、租税と補助金  
 の体系でもって調整されることになっているからである。  
 しかし、このような調整は、K・W・カップおよび  
 E・J・ミシャン両氏の労作が教えるように(注2)、理論  
 的にも実際的にも非常に困難である。私企業による経済  
 活動の外部性を、どのようにして内部化するかという問  
 題は、現代の経済学が直面している大きな試練の一つで  
 ある。

「情報抑圧の誘因」の欄が、(0)となっているのは、  
 市場メカニズムが理想的に機能している(パレート最適  
 性を満たす完全競争市場)かぎり、情報そのものを抑圧  
 する必然性はないが、情報流通自体が利潤追求の手段で  
 もあるという事情から、利潤の実現に寄与しないような

種類の情報が排除されがちである、と解すべきであろう。

最後に、問題の第Ⅳの制度であるが、この欄について  
 ハーディン氏は次のように述べている。

「ここでは個々人が環境を利用するが、生産物は集団  
 のものになる。この欄をここに加えたのは、論理的に完  
 結させておきたかったからである。私の知る限り、この  
 ようなことは人生では、とりたてて問題にするほどの大  
 きい規模では起っていないと思われるので、これは理論  
 的可能性を示すものにすぎない。」(注3)

これを筆者が修正した第2表に則してみると、初めに  
 述べたコミュニティと、生産主体としての企業との間の  
 非市場的な協約によって運営される、新たな経済体制と  
 いうことになる。大集団(2b)である企業は、複数の  
 コミュニティの住民によって設立され、経営される協同  
 組合的な生産主体であって、その活動は個々の自治体で  
 あるコミュニティ(消費主体でもある)から自立してい  
 る。この点が、第Ⅰの制度と著しく異なっている特徴で  
 あり、そのため近代の生産技術によって達成された生産  
 力水準(規模の経済性を含む)の継承をも可能にするの  
 である。コミュニティと企業との関係(企業と企業との  
 関係も)は、市場における商品交換に媒介されるのでも  
 なければ、計画当局による指令にも媒介されない、当事  
 者間の対等な直接交渉にもとづく協約である。

環境利用の主体は、コミュニティであるから、システ  
 ムに負担をかけたときの損失は、地域社会の住民がこう  
 むるのである。企業は複数のコミュニティ住民によって  
 設立され、経営されているので、システムに負担をかける  
 ことによって利益を上げることができる一方、同時に  
 私企業体制のように「見えざる足」で生活環境を蹴ちら  
 してしまうわけにはゆかないのである。企業の決定が、  
 環境の悪化という損失と企業の利益との双方によって拘  
 束されるというかぎりの意味で、決定権者の固有の責任  
 欄の符号は、正負のいずれでもない。情報抑圧の誘因は、  
 この制度のもとでは原理的に存在しない。また、私企業  
 体制のように市場における競争関係から、不必要な情報  
 を過剰に流す必要性も存在しないのである。

このような非市場的協約にもとづいて、主たる経済活  
 動が行なわれている社会は、いまだ出現していないが、  
 その萌芽形態であれば、現代の日本社会でも観察されう  
 るのである。都市の生活協同組合が、近郊農村の農協と  
 長期的な協約を結び、野菜や牛乳の産地直結の購買事業  
 を行なっている事例や、肥料業界と農協の連合体との間  
 で契約を結び、需給の計画化(この場合、集権的計画経

済と異なり計画主体は双方に対等に存在する)をはかっている事例などが、非市場的協約の萌芽形態であるといえよう。

しかしながら、非市場的協約の萌芽形態の場合、外部に存在する市場メカニズムのインパクトがあまりにも強く、制度的な優位性を十分に発揮できないまま、試行錯誤をくり返している例が多い。さらに、私企業体制でも集権的計画経済のもとでも、生産主体の方は強固に組織されているにもかかわらず、生活主体の方は核家族を単位とする弱い消費主体にまで解体され、アトム化される一方である。圧倒的な優位にある生産主体の支配下では、対等非市場的協約関係をうちたてるための生活主体(環境利用の主体)の対抗力が弱すぎるのである。したがって、非市場的協約が支配的な経済体制になりうるような社会的な基盤は、いまだ形成されていないといわざるをえない。

とはいえ、次の時代のきざしは見えはじめているのである。「生産者主権」とでも呼ぶべきものが支配していた活発な設備投資の拡大と成長指向の強かった時代が一巡して、高度成長の結果である環境の汚染が、人類の生存を脅かすようになり、しだいに生活者の方からの奪権運動が高まりつつある。そして、生産が生活を規制するのではなく、生活が生産を規制する方向に転化すればするほど、非市場的協約にもとづく経済体制は、いっそう現実性をもって、人びとに感受されるようになるであろう。非市場的協約が基幹的な産業部門をもまきこみ、コミュニティ連合や企業連合による相互依存的な信用制度の発達に補充され、市場機構や集権的計画を無用化してしまうかどうかは、地域住民運動、消費者運動あるいは労働者運動という形をとる生活者の、自治を求め、生産に支配介入しようとする運動が、どこまで前進しうるかにかかっているのである。

さしあたり、そのような運動の当事者として発言しているわけではない私としては、非市場的協約体制が、いわゆる外部性を解消する上で、そして蓄積格差によるヒエラルキー構造を解消する上で、どのような有効性を発揮するかについて、理論的な考察を続けることにしたい。

(注1) ガルブレイス著、都留重人監訳『新しい産業国家』(第二版) 河出書房新社 1972年を参照。

(注2) K・W・カップ著、篠原泰三訳『私的企業と社会的費用』 岩波書店 1959年。

E・J・ミシャン著、都留重人訳『成長の代価』

岩波書店 1971年。

(注3) 前掲講演記録 28ページ。

#### IV 外部性の内部化

いうまでもなく外部性とは、市場における評価を経由しないがゆえに外部性と呼ばれるのであって、もともと市場の外部で、当事者同士が直接交渉を行ない協約を締結する経済体制においては、あらゆる経済活動が外部性を表示することになる。そこで、市場の普遍性をめざす立場から外部性を内部化しようとする試みが、どのような問題をはらんでいるかを述べ、つぎにその問題が非市場的協約によってどのように処理されるかを吟味することにする。外部性には、望ましい外部効果(外部経済)もあれば、社会に損失を与える外部効果(外部不経済)もある。また、企業間もしくは産業間に発生するものもあれば、広く不特定の公衆に影響を及ぼすものもある。このような一般的な問題は、専門的な著作(注1)にゆずり、本稿では最も今日的な課題である、経済活動による環境汚染の結果としての公害問題に焦点をあわせて論じたい。

特定の経済主体がその経済活動を続けることによって、他者に損失を与えたとき(外部不経済)、その被害総額をなんらかの方法で集計したものが、社会的費用と呼ばれている。この社会的費用を「汚染者負担」の原則に従って、加害者に支払わせる方法が確立すれば、そのかぎりでは外部性が内部化されたことになるのである。しかし、社会的費用の計測は、被害者と加害者では対立する点が多いだけでなく、第三者的立場からもその計測は理論的にほとんど不可能である。その困難は、逆に社会的便益(外部経済効果)を計測する場合も同様である。公共事業の立地や優先順位に関する便益・費用分析が、その厳密な手法にもかかわらず、たいていの場合、政治的な諸力の妥協点を追認することに終わりがちなのも、社会的便益の計測困難性によるものである。

ある騒音公害訴訟の事例についてみると、被害の内容は「難聴、頭痛、乳幼児への影響、流産、鼻出血、病气療養の長期化、イライラ、恐怖心、睡眠・通話の妨害、テレビの視聴障害、家庭団らんや教育活動の破壊」である。このような内容の被害を、費用として計測し金額で表示する試みは、いかなる経済学の方法をもってしても「知のおごり」と言わざるをえないであろう。人間の生命や健康上の損失が、社会的費用として計測され、内部化することが許されるようになれば、水俣病やイタイイ

タイ病の例にも見られるように、一定額の補償金を支払うことによって、経済活動という名目による殺人や傷害が公認される恐れさえあるといえる。第三者にはあざかり知ることのできない人間的な苦痛を、財の損失として計測し、市場の評価にゆだねようというのが、社会的費用の内部化である。

運輸省が1968年度について、自動車1台当りの年間社会的費用を計測した結果を、7万722円と発表しているが、この計測例では人命がその年度の1人当りGNPでもって算定されている。これに対して、自動車工業会が反論を加え、1971年度について限界的社会的費用は自動車1台当り6622円である、という修正試算を出している(注2)。

両者の計測が10倍以上も離れているという事実自体が、社会的費用なる概念の困難性を示しているのである。人命や健康のように、ひとたび失えば原型に復することができないものを、経済的に評価することは不当であるとして宇沢弘文氏は、新しい社会的費用の内部化を提案している(注3)。これはミシャン氏の「分離施設」の提案とほぼ同巧のものであって(注4)、次のとおりである。「社会的費用の内部化は、結局、歩行、健康、住居などに関する市民の基本的権利を侵害しないような構造をもつ道路を建設し、自動車の通行は原則としてそのような道路にだけ認める。そして、そのために必要な道路建設・維持費は適当な方法で自動車通行者に賦課することになる。」

この提案に則して道路網(延長2万キロメートル)を建設すると、東京都内では自動車1台当りの投資額が1200万円になる。名目利率を16%とみると、自動車1台当りの年間賦課額は約200万円である。このような原則を貫くことによってはじめて、「自動車の社会的費用は内部化され、福祉経済社会への転換が可能となり、わたしたち人間にとって住みやすい、安定的な社会が実現できるのではないだろうか。」というのが宇沢氏の結論である。しかしながら、中央分離帯のある総延長2万キロメートルもの自動車専用道路を建設する余地が都内にあるかどうか、またかりに建設できたとして、そのような道路網から排除される普通の市民にとって、住みやすい街になったといえるかどうかは別にしても、次のような問題が残る。

(1) 「その時の自動車保有台数はある意味で最適なものとなる」(注5)かもしれないが、公害にわずらわされずに自動車を保有できる特権的な市民の階層をつくり出すことになる。

(2) 自動車保有者のためだけに、有限の資源を大量に使用することになる。

(3) 排ガスや排熱による公害は、自動車保有の便宜を奪われた低所得層の市民にも及んでくる。

これでは自動車公害の本質的な解決であるといえないし、「住みやすい、安定的な社会が実現できる」とも思われぬのである。もし宇沢氏の提案が不十分であるというのなら、自動車の社会的費用を完全に内部化するためには、排ガスや排熱を出さない無公害の安全自動車が発明されるまで、自動車の走行を全面的に禁止するよりほかないかもしれない。それは、同時に自動車という便利な交通手段を人類が捨てる、という大きな犠牲をとまなう決定である。

市場経済を前提にして、第三者的な立場からあれこれの政策手段で社会的費用の内部化を試みることの困難が、自動車公害の検討によって明らかになったことと思う。

それでは非市場的な協約関係のもとで、公害問題はどのように解決されるか。ここには汚染源である加害者と公害を蒙る被害者としか存在せず(同一人格が、加害者でもあれば被害者でもある、という事態はしばしば発生する)、第三者である賢明な公共機関や計画当局は、何の役割も演じないのである。経済活動の結果、公害を出す企業があれば、その企業の活動は被害者の住む周辺のコミュニティとの協約による規制を受けるのである。企業は近辺の複数のコミュニティの住民によって設立・経営されているので、企業の操業を縮小することになれば、経営上のマイナスは地域住民のマイナスにもなるはずである。

たとえば、ある養豚場から発せられる悪臭にたいし、コミュニティの住民が不満をもつとき、その養豚場と交渉して、飼養される豚の数の削減もしくは養豚場閉鎖の協約を結ぶことができるけれども、その代償としてその地域における経済活動の低下(削減された豚の頭数に等しいだけの)によるマイナスは、覚悟しなければならぬ。このことは、どのような種類の産業にも適用される——生産財生産であれ、消費財生産であれ同じように。

このような解決方法は、地域の生活に密着した地場産業には甘く、石油化学などのコンビナートにはきびしくなりがちである。就業機会も含めて、前者が地域住民の利害と多くの接点をもっているのにたいして、後者はコミュニティの生活を圧迫する側面のみが強いからである。地域住民にとって、数百万キロワットの出力をもつ

発電所は無用の長物に近いが、他方発電設備を全く欠く状態も困るのである。いきおい、中間的な規模での妥協がはかれることになる。規模の経済といわれていたものが、しだいにその優位性を失う過程が始まるのである。次節でも取り上げるが、巨大な装置という形態で、過去の蓄積格差を拡大した大企業が、生活と不可分の関係にある小企業を従属させ、駆逐する過程があまりにも一方的に進行しすぎた反動でもある。

規模の経済による巨大な蓄積格差は、画一的な都市化をもたらし、地場産業を衰退させたばかりでなく(注6)、国際競争力の強化という名のもとに、諸外国における産業構造まで変容させていったのである。非市場的な協約による地域住民の企業活動規制が、最初に手がけるのは、規模の縮小を通じて公害を少なくする可能性を追求することになるであろう。技術進歩もこれまでのように、巨大装置の開発による生産の向上ではなく、生産の水準低下をなるべく少なくして規模を小さくする方向、そして生産を生活から分離するのではなく、逆に生産を生活に融合させる方向がめざされることであろう。

このような非市場的協約関係によって、環境汚染そのものは消滅しないが、社会問題としての公害はなくなるのである。養豚場の悪臭は無臭化技術が完成するまでなくなることはない。しかし、コミュニティの生活の必要から、地域住民との協約に従って養豚場が経営されている限り、それは生活の外部から生活を破壊する公害ではなく、甘受しなければならぬ人間活動の一部となるのである。協約によって合意された範囲内の汚染と、生活に対立し生活を攻撃する汚染とは、明確に区別されなければならない。むしろ、前者もまた汚染であることに変わりはないし、汚染をできるだけ少なくする努力は続けられなければならないが、それにもかかわらず、当事者の生活の必要から対等な交渉の場で了解された後の汚染は、もしも対象的自然に眼があるとすれば、人間によるいっさいの対象化活動が汚染であると見えるのと同じ意味において、汚染であるにすぎない。

当事者間の対等な交渉によって合意され、協約にもとづく企業活動が行なわれるときの汚染が、豚の悪臭のようなものであるとは限らない。人間の健康をむしばみ、時には生命を奪うような種類の汚染もありうる。当事者の不注意から規制もれとなった汚染もあれば、汚染の危険が十分予測されるにもかかわらず、あえて操業を続ける協約を結ぶ場合もあるにちがいない。ちょうど個体としての人間にとって死(事故死であれ自然死であれ)が

克服されるべきものであり、全人類の英知を傾けて死とたたかっているが、ついに克服できないように、そのような汚染もまた永遠に克服の対象でありつづけるであろう。その意味で人間的存在は、一つのむなししい受苦であるといつてよいが、しかし公害の対象であることは許されないのである。

以上のように、社会問題としての公害は市場経済に内部化することが困難であっても、地域住民と企業、または企業と企業との間の対等な非市場的協約関係に内部化することは可能になるのである。非市場的協約による公害の内部化は、公害の発生源が本来的な生産活動である場合、加害者と被害者が容易に特定できるので、交渉の場を設定しやすい。宇沢氏が取り上げた自動車公害のように、交通・運輸システムあるいは、いわゆる第三次産業部門に発生する公害問題は、不特定多数の加害者(たとえば新幹線の利用者)と、不特定多数の被害者(たとえば新幹線の沿線住民)との間に直接交渉の場を設定しがたい、したがって第三者機関の判定による社会的費用の内部化をはかるよりほかに考えられがちである。しかし、この場合も同じ原則が適用されねばならない。

特定地域の環境利用の主体であるコミュニティが、その地域の交通・運輸システムを管理するのである。複数のコミュニティが連合して、共同管理を行なうこともありうるが、その権限はあくまで個々のコミュニティにある。そのコミュニティにとって必要であり、かつ望ましい形態での交通手段が採用され、そのコミュニティの生活に大きな害を与えないように規制されるのである。このような許容限度は、地域によってそれほど大きな差があるとは思われないので、最もきびしい規制を行なう地域を基準にして一定のルールが形成されるはずである。不当にきびしい規制をしても、当のコミュニティの成員がその交通手段を利用するときに、非常な不便を感じるはずであり、共通の妥当な基準に復帰することであろう。この点は、ヨーロッパの小国や連邦国家の実例が、よい参考資料を提供してくれると思われる。

一般に、交通・運輸・通信などのシステムが行政制度と同様に中央集権的なヒエラルキー構造をもつのは、それなりに根拠があって、生産に必要な蓄積の格差が存在する限りは、容易になくならないものである。しかし、それが必ずしも最も効率的なシステムであるとはいえないのである。首都を中心に放射線状に財や情報が流れるシステム(村落の方からみれば、村落→地方都市→県庁



所在地→首都→県庁所在地→地方都市→村落という迂回路をとることになる)か、それとも各地域社会を網の目のように結ぶシステム(各部分が同時に中心でもあるような水平的結合)か、どちらがより効率的かという問題は、各地域間の過去の対象化された死んだ労働の蓄積のあり方によって決まるのである。蓄積格差が縮小(後述)すればするほど、各コミュニティが自立した非市場的協約にもとづくシステムの方が、ヒエラルキー的なシステムよりも効率的になるといえるのである。そうなれば、情報処理の技術も各部分が中心になる方向への発達を促されることであろう。

同じことは、発展途上国の工業化における公害問題についてもいえる。先進工業国では公害規制がきびしくなったので、公害産業は発展途上国へ移すべきであるという主張は、先進国側のエゴイズムの表白であるが、発展途上国の環境汚染をこれ以上悪化させてはならないから、工業化すべきでなく農業国としてとどめるべきである、という主張もまた同じように先進工業国のエゴイズムである。「ゴミ公害に苦しむほどゴミが出せるような経済状態になりたい」という声はアジア・アフリカの新興国指導者の間でしばしば聞かれるのである。はたしてこの声が民衆の声であるかどうか、工業化が進められる地域で確認する必要がある。工業化による便益と汚染との選択基準は、発展途上国の場合でも当事者である地域住民の主体的な判断によって決められるべきである。いかに賢明な第三者の判断といえども、その判断の結果をみずからこうむらないという点において、地域住民の判断以上の正当性を主張することができないのである。

このように、発展途上国の工業化においても非市場的協約にもとづくことによって、公害問題を内部化することができるのである。しかしながら、先進工業国における公害の加害者と被害者との間に、対等な場での交渉が行なわれず、加害者たる大企業が常に優位に立っているように、発展途上国の工業化が進められる場合も、資本や技術を輸出する先進工業国が圧倒的に優位に立っている。したがって、非市場的協約による公害問題の内部化が、一定の現実性をもつためには、生産の側の生活に対する優位性が解体されて、両者が対等な立場で交渉できるような関係に導くような展望が、ひらけなければならないのである。

(注1) 前節(注2)の文献および青木昌彦『組織と計画の経済理論』岩波書店 1971年を参照。

(注2) 宇沢弘文「自動車の社会的費用」(『中央公

論』1974年1月号) 66ページ。

(注3) 同上書 73—78ページ。

(注4) ミッション 前掲書 第7章。

(注5) 宇沢弘文 前掲書 75ページ。

(注6) 山崎光『変わる地場産業——“日本らしき”は生き残れるか』日本経済新聞社 1974年 第VI章 参照。

## V DDオイルの非市場性

国際石油資本(メジャー)の市場支配から脱却する目的で、OPEC(石油輸出国機構)諸国が精力的に追求している打開策の一つに、原油の産出国と消費国とが直接的に交渉し、双方に安定的な需給体制をつくりだそうという、いわゆるDDオイル(直接取引原油)方式がある。この方式は、従来の原油市場の外部に、産声をあげたばかりであり、今後の展開については予断を許さないが、国際的な経済関係における非市場的協約の端緒形態であるといえよう(注1)。

EC諸国や日本に対しては、このDDオイルを公示価格(1バレル当り11.54ドル)以上で販売する産油国が、発展途上国には異なった対応をしている。たとえばインドは、1974年2月21日にイランとの間で200万トンの石油を、1バレル当り3.5ドルという安値で契約している(注2)。OPEC(アラブ石油輸出国機構)の場合、石油資源をもたない他のアラブ諸国や回教国にたいして、異なった条件で供給しているとみられている。このような情勢に対応するため、EC9カ国は同年3月4日の外相会議で、アラブ産油国に向かって経済、技術、文化の広い分野にまたがる6項目の長期協力計画を呼びかけ、産油国との直接取引をきらいぬいている米国の強い反発をまねいている(注3)。アラブ産油国が、DDオイルを米国やオランダに売ろうとしていないことは、周知のとおりである。DDオイルに関するかぎり、買い手がだれであるかによって、その取引の条件が変わってくるのである。

もちろん、DDオイルといえども、従来の原油市場や経済変動による需給の変化から完全に自立しているわけではない。それどころか、DDオイルの立脚点は、石油資源の自然的な偶有性や稀少性と国際的な政治勢力の均衡という非常にあやふいものである。探鉱、採油、送油、精製に必要な装置と技術とを握っているメジャーとの対抗関係は、いつなんどきくつがえされるかもしれない不安定なものである。その上、DDオイルもまたあいたい

の取引としてみるならば、それは市場経済の一形態であるということも可能であり、当然外部に存在する従来の石油市場の強い影響力にさらされているのである。しかしながら、さきに紹介したように市場のもつ非人称性や匿名性は、DDオイルの場合失われ、さらにその動きはホモ・エコノミクスの合理性からもはみ出しているのである。言いかえると、市場的な経済合理性からはみ出した、ちょうどその分だけ原油の体現すべき商品性がけずりとられ、けずりとられた側面はそのままむきだしの使用価値として交換されてゆくのである。

他方、産油国の工業化に必要な資材や設備の安定的な供給とひきかえに、先進工業国にDDオイルを輸出する長期的な協約を締結する場合、この協約は双方の経済活動の計画化を促進する性格をもっているといえよう。農業部門についても、日本の全国農業協同組合連合会はサウジアラビア政府の農業開発計画に協力するという条件のもとに、同国から農業用石油を直接購入する交渉を進め、同国との間で基本的な合意に達している。しかし、このことをもって、非市場的協約関係を既存の計画経済の一部とみなすことはできない。1917年のロシア革命以降、社会的実在となった集権的計画経済のみに限定せず、計画経済の概念を思いきり拡張して、インドの5カ年計画や日本の所得倍増計画をはじめ、多国籍企業の本社機能の中核をなす投資や生産の計画、自動車や造船などのメーカーが系列の部品会社などに指示する生産計画にいたるまでの各種各様の計画と比較しても、非市場的協約による計画は根本的に異質である。前者の計画経済は、強弱さまざまのバリエーションをもちながらも、能動的に統一意志決定を行なう計画主体が単一であるのにたいして、後者による計画は、互いに自立した複数の計画主体間の協定によって、はじめて実行可能となるものである。そして、かりにこの計画主体間の関係が完全に独立した対等なものでなくなり、特定の計画主体のもとに従属し、ヒエラルキー的な構造に編入されるようになれば、非市場的協約は独自の分業の編成様式であることをやめて、本来的な計画経済の一部分へと頹落してしまうのである(注4)。

DDオイルとは別個に、従来からの原油市場が存在しつつける以上、直接取引による協約は、経済的な利害だけに限って言えば、どのような価格を設定しようと、市場価格との対比で売り手が買い手のどちらかが損をすることは、避けられないように考えられがちである。しかし、それは消費者主権のもとでの市場、すなわち完全競

争市場を前提にした上での話である。もし、原油市場が独占利潤を保障するよう国際カルテルによって管理されているのであれば、売り手も買い手ともに損をしない可能性が十分に存在するのである。

DDオイルによる非市場的協約の可能性をきりひらく試みは、他の資源の取引にも何ほどの波及効果を生みつつある。たとえば、チリ、ペルー、ザンビア、ザイールの4カ国で構成するCIPEC(銅輸出国政府間協議会)の新しい動き、キューバ、ブラジルなどによる国際砂糖協定の延長拒否(1973年末)、アルジェリアなど北アフリカ諸国によるリン鉱石の価格引上げ、フィリピンが中心とする木材輸出国同盟の提唱などがある。これらの動向には個別の事情があり、必ずしも非市場的協約への方向性をもっているとは断言できない。先行者としてのDDオイルが成功するかどうか、大いに注目されているゆえんである。

従来の原油市場からはかなり逸脱したとはいえ、非市場的協約の萌芽形態としては呱呱の声をあげたばかりであるDDオイルは、あやうい均衡の上に立脚しているのであって、今後の主要な交換様式になりうるという確たる展望をもっていない。このことは、日本の現代社会に則していえば、嬬恋村と東京都が行なっているキャベツの直接取引で代表される各種の産地直結協約や、水俣病患者とチッソとの直接交渉に代表されるような、公害問題への取り組みなどについても同じである。当事者の外部にある社会的な諸力の作用が大きく、直接交渉の制約条件をなしているからである。これらの非市場的協約が、萌芽形態の常である試行錯誤の域を抜け出し、市場メカニズムや集権的計画経済に対抗して一定の存在領域を確保することができるかどうか、だれも確言できないであろう。近代社会の内部に住む私たちが、近代そのものの終末を測定する客観的なものさしを持つことができないように、近代の経済発展を支えてきた市場メカニズムと集権的計画とがともに、近代の煮つまりという歴史の重みに耐えきれなくなっていることを、正確に測定する手段が存在しないからである。後者を近代の経済発展の担い手として語ることは、奇異にひびくかもしれないが、1917年以降の集権的計画が引き受けてきたのは、国民経済の建設というすぐれて近代的な課題であったことは、否定しようのない史実である。

これにたいして、DDオイル、産地直結の消費者運動、公害企業と被害者との直接交渉など例示的に取り出した非市場的協約の萌芽形態の生誕の地は、近代(近代的経

済合理性の支配する世界)の裂け目である。それが再び近代の間に沈んでしまうのか、それとも新しい社会関係の根拠地を提供することになるのかという分岐点は、近代そのものの命運に分かちがたく結びついているのである。同じことを、もっと具体的な経済関係の場に則して語ると、非市場的協約の展望は、近代的な蓄積格差の現象形態である、いわゆる南北問題の基礎にある先進工業国と発展途上国との大きなギャップを解消しうるか、という点にかかっているのである。国内的には、日本経済の二重構造、農村の過疎と都市の過密、巨大な生産組織となった企業と消費者である地域住民の生活との対立など、日本近代の作りだした問題の解決につながるかどうかである。各地域における各時代の経済活動の蓄積(対象化された労働としての蓄積)が、それぞれ独自の所有関係を形成し、その社会を一定のヒエラルキー的な秩序のもとに統合しているのであり、近代には近代に固有のヒエラルキー構造が成立しているのである。そのため対等な経済主体間の直接的な交渉にもとづく非市場的な協約関係の展開は、当然ながら近代的なヒエラルキー構造と衝突せざるをえない。そのヒエラルキー構造の源泉であるこれらの蓄積格差を縮小しようというのであれば(単に競争関係による一時的な平準化の達成ではなく)、非市場的協約は直接的な近代に対する抵抗であり、かつ近代そのものの否定の契機とならなければならないのである。蓄積格差縮小の可能性を考察することは、生産諸力の現実的な水準を実現した対象化された労働がどのような経路で蓄積されたかを解明し、そのような蓄積のあり方を解体する方法を考えることにほかならない。

(注1) 非市場的協約について論ずる場合、民族や国家の問題を避けて通るわけにはゆかないが、民族論や国家論は非市場的協約が支配的な交換様式となる過程において、最も顕著な課題としてたちあらわれてくるものであるため、非市場的協約の原理的な可能性の一つの側面を理論的に考察している段階の本稿では捨象し、これらの諸問題については非市場的協約が新しい交換様式として成立しうることを検討したのちに、別個に取り扱うことにしたい。

(注2) 『朝日新聞』1974年2月24日。ただし、契約内容の詳細は不明である。

(注3) *News Week* (Feb. 1974)によれば、ニクソン大統領はヨーロッパにおける米軍の削減をほのめかすようなことまでして、EC側の動きを牽制しているそうである。

(注4) 村上・熊谷・公文『経済体制』(岩波書店1973年)は、きわめて包括的な研究であるが、本稿の対象である非市場的協約の可能性は取り上げられていない。しかし、包括的な論述であるがゆえに、そこで整理されている集権的組織および市場システムに含まれない経済主体の結合様式の所在を、リダンダンスとしてさぐることができるように思われる。

## VI 蓄積格差の縮小

すでに他の機会に詳しく論じておいたように(注1)、過去の対象化された労働は、「労働力能の高度化」、「大地の延長」および「手の延長」という形で蓄積される。労働主体である人間の身体組織の改良(経験や技能)や、労働主体を集団的な労働組織へ統合することを通じて現実の生産力に寄与する、「労働力能の高度化」という蓄積形態が進展すると、労働対象である土地に合体した過去の労働が、大地そのものに埋没してあたかも大地の自然力そのものが豊かになったかのごとく実現する「大地の延長」としての蓄積形態とは、相互に排除しあう条件をつくる(注2)。同様に労働主体と労働対象との間を媒介する労働手段を通じての蓄積形態である「手の延長」もまた、棒切れや石器からオートメーション装置に至るまで、通俗的な技術史によって記述されている経路をたどるのであるが、「労働力能の高層化」や「大地の延長」という蓄積形態の進展と、相互に排除し合うことが多いのである。このことは、社会の支配的な秩序のあり方が根底的に変革されるのは、一定段階での生産力の発展を達成した、中核的な地域よりは、周辺地域においてであるという所説に、一定の根拠を提出するものでもあるといえよう。

ところで、どのような社会にあっても、特定の蓄積形態が、専一的に発達して、他の形態は全く存在しないということはいえぬ。それぞれが、どの分野における生産活動の場合でも、労働過程の不可欠な要素をなしているからである。しかし、ある社会では特定の蓄積形態が著しく進展していて、他の形態はその社会の成立前とあまり変わっていないことがある。いま、「手の延長」や「大地の延長」にはあまり蓄積が進まないような生産諸条件のもとにある社会を想定すると、「労働力能の高度化」に蓄積が著しく特化していることによって、その社会におけるヒエラルキー的な秩序は、固有の制度をとることが考えられる。そこでは、高度化した労働力

能の担い手である、生きた労働（すなわち労働主体）をどのように統合するかが焦点となる。身体外部に存在する物的な生産用具や土地を媒介にして、支配することがあまり意味をなさないの、直接的な人格支配に向かわざるをえないのである。したがって、対象的自然の圧倒的な力（自然力）に仮託した観念を絶対化することによって、現実的な存在を逆に相対化し、現世支配を行なうよりほかない。このような観念の絶対性による人格支配を可能にするような宗教は、一定の支配秩序を普遍化するものである。たとえば、商品生産が浸透する前のインド村落において、ヒンドゥ教の宗教意識が作りだした浄・不浄の観念を絶対化することによって、ブラフマンまたはその地域の支配カーストのために、残余の諸カーストの村民が奉仕する、というヒエラルキー構造が維持されていたのである。

これにたいして「大地の延長」という蓄積形態への特化が進展している社会では、地縁的な結合が優越する社会秩序が形成されがちである(註3)。そこでは、幾重にも過去の人間労働が刻み込まれている耕地や、その耕地に必要な農業用水を安定的に供給するための水利施設をめぐる社会関係が、共同体の基軸になっているといえる。遊牧社会(註4)や焼畑農耕社会では、観念の絶対性としての宗教が、最も強い統合力を保持していると思われるが、大地の改良が進んだ社会では、宗教のもつ統合力は、地縁的な共同性によって相対化されるのである。日本の仏教という特定の宗教を取り上げても、何ほどか観念の絶対性としての宗教であったにちがいない、古代国家のもとの仏教と、現世的な分業体系の一部となった近世村落のもとの仏教とでは、その位置が全く異なっているのである。「大地の延長」としての蓄積が、あまり進展していない地域における村落社会を、日本的な部落のもつ地縁的な統合(にもとづく社会秩序)と比較すると、「ルースリィ・ストラクチャー・ソサイエティ」(チャオプラーヤ川の下流地域)であるとか、「開放型共同体」(東アフリカ)というような表現を与えることになるのである。

「手の延長」としての蓄積は、「道具を作る動物」である人類の生誕以来の長い歴史を有するが、それが生産技術として自立し、他の蓄積形態を圧迫するばかりか、急速に駆逐する力をもつのは産業革命以降の近代社会においてである。直接生産活動にたずさわる人間を、生産手段から分離することを出発点とした資本蓄積に合体し、他の生産様式を制圧し、解体するとともに、資本間の競

争の結果、その都度増幅されてゆく蓄積格差は、巨大な生産設備をもつ企業を、無防備の生活者に対立させている。他の蓄積形態を圧縮し、「手の延長」という方向にのみ特化する過程は、近代市民社会でも一様に進行するわけではない。日本近代について例示すると、「大地の延長」としての蓄積が積み重ねられてきた農業部門よりも、むしろ漁船や漁具など「手の延長」としての蓄積が進んでいた漁業部門の方が、資本の自立を促す契機もっていたといえる。今日では、周知のとおり、独占的に超過利潤を実現するほどまでに巨大化した漁業資本の蓄積がみられるのに対して、農業部門では小農的生産様式に対抗しようとする農業資本の自立する条件がなかなか生まれず、挫折をくり返してきたのである。農地改革後、莫大な国家資本による土地改良事業による土地条件の平準化(差額地代の圧縮)、水稲栽培に適応した各種の農業機械の開発と普及、農業や化学肥料の多投などによって、身体内に蓄積された堆肥の作り方に代表される慣行農法上の労働力能は無用化され、用排水管理に代表される地縁的な結合の必要性は減少し、本来的な資本としての農業資本が自立する条件が整いはじめている。しかし、農業における資本主義的な生産様式の成立を可能にするほど「手の延長」が肥大化した、日本近代の成熟は、同時に人間生活から完全に分離してしまった巨大な生産資本(生産の目的≠生活の目的)にたいする、生活者の激しい反抗をよび起こしつつある。

生産活動の入口における資源(エネルギーを含む)の枯渇と、生産活動の出口における産業廃棄物(廃熱を含む)による汚染とは、近代的な生産技術の所産として、近代そのもののたそがれをももたらしているのである。近代的な生産活動の入口と出口とにおける、生活の圧迫にたいする直接的な反発は、各地の住民運動や消費者運動としてあらわれている。近代を継承する新しい経済システムは再び「労働力能の高度化」や「大地の延長」としての蓄積の復権を求めずにはおかないであろう。そして、近代を継承するものとして、近代以前にみられたような、観念の絶対性としての宗教によるヒエラルキー構造や、地縁的な統合による社会秩序の再現を許さないであろう。特定の蓄積形態に依存したヒエラルキー的秩序を再生させないほどには、近代が実現した「手の延長」としての蓄積形態の自立が、対抗力をもちつづけるであろうと考えられるからである。生産手段が生活者から分離して資本として自立させられることによって生みだされた、生活と生産との対立が解消し、生産が生活に融合

する過程が始まることは、決して「手の延長」を不要にすることではないのである。

このように対象化された労働の蓄積形態と、その蓄積格差に依拠するヒエラルキー的な秩序の形成という文脈のなかで、非市場的協約はどのような展望をもてるだろうか。自治にもとづく地域社会を再建することによって、「労働力能の高度化」と「大地の延長」とをとりもどす場を創出することができ、市場システムや集権的計画経済に対抗する生活者の拠点となりうる。そして、地域社会が生産単位と直接的な交渉による協約を結ぶことによって、生活活動に一定の方向性を与えることができる。生産活動が集積している地域では、当然、それにたいして抑制的な協約（工場追い出し）を結ぼうとするはずであり、他方、後進地域といわれているところでは生産を奨励するような協約（工場誘致）が結ばれるであろう。非市場的協約は、このように地域的な格差の縮小を促すとともに、自治的な地域社会の閉鎖性を解放し、外部世界につなぐ役割をも演じるのである。自治の単位である地域社会と生産の単位である企業とが非市場的協約関係をもつ経済社会（もちろん、地域社会と地域社会、企業と企業もそれぞれ非市場的協約を締結する）は、近代が生み出した基本的な蓄積格差の現象形態である、都市と農村、精神労働と肉体労働、労働者と農民の差別を解消する契機を内包しているといえよう。産油国と消費国との間のDIDオイルは、国境を越えた非市場的協約の端緒形態であり、南北問題という形で蓄積格差を解消する一つの試みである。その試みが従来の原油市場を全面的に解体するまで発展する可能性は、化石エネルギーとしての原油が地中に生成する年月に比べると、驚くべき短期間に使いつくしてしまうおうとする消費国における生産活動のあり方にかかっている。消費国内部で独占的な地位を確立した巨大企業による蓄積格差の維持が、非市場的協約を求める運動によってくずされ、生活による生産のコントロールが前進すれば、それだけ国境を越えた非市場的協約の有効性は大きくなるのである。したがって南北問題という国際的な蓄積格差の縮小は、国家間の問題として別個に取り組みされるべき課題ではなく、国境の内部における蓄積格差をなくす課題の一環として、同時に追求されなければならないのである。

（注1） 1節（注1）に掲げた拙稿を参照されたい。

（注2） 大地は本来的に労働対象であるが、対象化された労働が継続的に投下されることによって、労働手段としての側面が強くあらわれることがある。とり

わけ近代の大規模な土地改良投資が行なわれるようになると、土地は景観上も人工物としての様相をもつようになり、各種の自動機械を駆使する装置農業は、コンビナートの工業団地に近づくのである。土地合体資本は、しだいに土地資本として固定資本の一部を構成するようになり、資本の運動法則のもとに包摂されてゆき、資本の外部に指定されて資本の対立物となる土地所有の規定を受けることが少なくなるのである。このように土地は、対象的自然としての大地から農業資本の一部分を構成するにいたるまで蓄積が進展することによって、労働対象と労働手段との間を揺れ動くのである。しかし、資本が土地所有を無化してしまうことがありえないように、土地が労働対象でなくなってしまうこともありえないのである。

（注3） 詳しくは旗手・玉城『風土——大地と人間の歴史』平凡社 1974年 第6章を参照。

（注4） 遊牧社会における家畜は、もっぱら労働対象として存在するのであり、農耕社会における家畜が耕耘に必要な手段としての役割をも果たしているのは異なる。

## VII おわりに

ハーディン氏の「コモンズの悲劇」論に触発されて、非市場協約という新しい概念にいくらかでも現実性を与えたい、というのがこの小論の目的であった。非市場的協約という概念は、岩田氏のきわめて抽象的な、「水平的にかつ非市場的に結びつくことのできる社会的分業の第3形式、つまり各部分が同時に全体であり、中心であり得るような社会的分業の編成」（ここで第3形式といっているのは、市場経済と集権的計画経済とから区別された形式との意）という規定を手がかりにした<sup>(註1)</sup>。この抽象的な規定に肉づけしようという試みは、まだ部分的かつ不十分なものであり、全体をここに要約することはやめて、かわりに計画経済および市場経済と非市場的協約との関連について、若干触れておくことにする。

もし、経済活動の計画化ということをも、唯一の計画主体が生産・流通・分配にかかわるすべての経済活動を統括するという意味に限定しないで、個々の活動単位が自立的な計画をたて、その実現をめざすという形態も含めるならば、市場経済のもとでも企業は固有の活動計画をもっている。非市場的協約のもとでの計画経済は、市場経済のもとでの計画に近いが、より安定的かつ長期

的な計画をたてることが可能となるにちがいない。

つぎに市場経済であるが、もし市場経済を完全競争市場に限定するならば、現代社会における市場経済は非常に狭い分野にとじ込められてしまうことになる。先進工業国といわれるところでは、ほとんどの基幹的な産業が、特定のいくつかの企業によって支配されているからである。非市場的協約が登場するのも、完全競争市場に対抗してその外部にというよりは、国際石油資本によって支配されている、石油市場への反発からDDオイルが生まれたように、完全競争市場が成立していない分野の場合が多い。したがって、非市場的協約は、完全競争市場からの逸脱を抑制する独占禁止法的な効果を發揮していると見ることもできる。しかし、それはあくまでも非市場的協約の副産物にすぎない。

それでは、非市場的協約は完全競争市場による経済とどのような関係にあるのか。効率という経済合理性を尺度にすれば、前者は完全競争市場よりもムダが多いということになる。だが、経済合理性だけが人間生活を律する唯一の基準ではない。近代とは、経済合理性によって導かれた時代であると言いかえてもよいくらい、経済合理主義が優位に立っているが、しかし人間生活の全領域を経済合理性でおおいつくすことは不可能である。近代の間は、このような合理精神の影であり、新しい社会関係の源泉でもある。近代の私企業が市場経済のもとでは、産業廃棄物の処理を完全に行ないきれず、第三者である市民に公害を及ぼすように、都市の私人の出すゴミもまた市場経済によっては処理しきれず、コミュニティがなければ、それにかわる権力に委任するよりほかないのである。

近代の生産技術が、その経済合理性にもとづいて生活を追いつめ、生き苦しくさせるにつれて、経済合理性にたいする反発がますます強くなる。完全競争市場か非市場的協約かという問題は、経済合理性か人間生活の論理かという問題である。経済合理性の支配する領域が小さくなればなるだけ、市場経済の役割も小さくなるのである。そして、経済活動はホモ・エコノミクスの手から離れ、地域社会や各生産単位のオイコノモス（家政）の一部分に転化してゆくことであろう。

このように、経済活動と人間との関係が、人間と人間との直接的な関係へ転化する可能性をはらんでいる非市場的協約は、さまざまな次元においてさまざまな角度から研究されるべきであり、この課題への接近の重要性をあらためて強調して、この試論を閉じることにする。

（注1） 岩田昌征著『比較社会主義経済論』 日本評論社 1971年 122ページ。

なお、協約という言葉は、多くの読者が感じられるように、労使間の対等な団体交渉によって労働条件が決められる、というたてまえになっている労働協約を念頭に置いて用いた。労使の交渉による労働協約を本来的な労働力商品市場からはみだした、非市場的協約のカテゴリーに含めうるかどうかについては、あらためて検討したい。

（調査研究部）